

# 情報ニュース

社会福祉法人 石川県聴覚障害者協会  
石川県聴覚障害者センター fax076-261-3021

ひとり一人のろう者の生活と権利を守る「筈」

## 新年あけましておめでとうございます



昨年は、大変お世話になり、誠にありがとうございました。

私どもは、昨年4月より石川県手話言語条例が制定されたことが大きな進歩と捉えています。

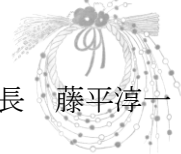
障害者差別解消法が施行されてから3年が経過しました。ですが、ろう者が手話によって差別を受けたと認識し、声（手）をあげる機会はこの条例制定を機に増えてきました。それはすなわち、聴覚障害者が地域社会の中で生活する上で、手話言語を通して、自分の意見を県政に訴えることができるようになった証かと思えます。手話が「手真似」「猿真似」と言われてきた時代と比べ、県民への理解が大いに進んだと素直に喜ぶたいと思えます。

今年も一層、聴覚障害者が当たり前のように入話や要約筆記等、盲ろう者は触手話を駆使し、聞こえる者と対等に情報アクセスができるような社会になるよう、傍らから支えていけるセンターでありたいと思っております。

今年も引き続き、石川県聴覚障害者センターは、聴覚障害者全般の福祉サービスの向上を目指し、誠心誠意対応してまいりますのでご指導、ご鞭撻を頂ければ幸いです。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

石川県聴覚障害者センター施設長 藤平淳一



### 新刊のご案内



※石川県聴覚障害者協会事務所でお求めいただけます。



A5判 96ページ

## 【わたしたちの手話 新しい手話2019】

定価900円+税

①言語・表現、②交通・旅行、③自然・災害、④社会・経済、⑤生活・その他、⑥旧優生保護法など広く使われている用語を160語掲載しています。

「付度」「ヒッチハイク」「Jアラート」「電話リレー」「インスタ映え」「デフリンピック」など、ろう者はもちろん、手話初心者から手話通訳者まで最新の単語学習に最適な一冊です！



手話単語を動画で見ることのできるQRコードも掲載しています。

### ■ わたしたちの手話シリーズについて ■

昭和44年に第1巻を発行以来、ろう者の日常生活に用いられている手話を、わかりやすいイラストで描き、広く親しまれてきました。現在までに全10巻の他、続1、スポーツ用語、新しい手話I～IV、新しい手話2004～2019を発行しています。

# 手話通訳者 要約筆記者 平成30年度の各養成講座が閉講

石川県の委託を受け当センターが実施している手話通訳者養成講座および、要約筆記者養成講座が、それぞれ全てのカリキュラムを終え、平成30年度の講座を閉講しました。

## ◀ 手話通訳者養成講座 ▶

11月24日(土)をもって、今年度すべての講座が閉講となりました。

【手話通訳Ⅰ】【手話通訳Ⅱ】の受講者は、最終日10時から15時まで「力試し」を実施しました。これは、課程修了の可否を決めるものではありませんが、受講生には緊張する場面でもあります。ビデオ撮りや録音を行い、自分の表出した手話や日本語の表現が適切だったのかを、講師のみならず、受講者同士において、評価し合いました。常に手話通訳を担うことを考え、受け手に負担をかけることなく正しく伝えられているかをチェックし、最終的にはろう者の意に添った手話通訳が出来ていたかどうかを確認しました。「力試し」の後、修了者に受講証を授与しました。【手話通訳Ⅰ】は11名、【手話通訳Ⅱ】は3名が受講課程を修了しました。

【手話通訳Ⅲ】については、一足先に11月3日(土)に閉講式を行い、12名に受講証を授与しました。

↓【通訳Ⅰ・Ⅱ】

【通訳Ⅲ】↓→



## ◀ 要約筆記者養成講座 ▶

今年度の石川県要約筆記者養成講座(後期・前期)が終了しました。後期課程は11月25日に県社会福祉会館にて「試験対策」を受講後に修了式を行いました。手書きコース7名・パソコンコース2名 計9名が修了し、例年2月に実施される県登録要約筆記者試験(全国統一試験)の受験資格を取得しました。修了式では藤平施設長が将来の要約筆記者としての活躍の期待を込めて挨拶を述べました。

前期課程は12月15日に同会館にて、「総合演習」を受講後に修了式を行いました。手書きコース4名・パソコンコース7名 計11名が修了しました。修了式では南理事長が挨拶し、今後も自己研鑽に努めることを願って挨拶を述べました。

前期課程を修了された方は来年度開講予定の後期課程へ進むことになります。講座の日程等、詳細は決まり次第、本紙や県聴覚障害者センターホームページにてお知らせいたします。

受講生の皆さん、おつかれさまでした。

## ★センター図書閲覧案内★

県聴覚障害者センター作業室にあります書籍をご自由に閲覧いただけます。  
貴重な資料等もございます。閲覧ご希望の方は事務所までお声かけください。



# 石川県警察本部 メール110番のご案内

石川県警察では、耳や言葉が不自由な方々のために、緊急通報を受け付ける手段として、「メール110番」を開設しており、スマートフォンや携帯電話など電子メール機能を持つ通信機器から利用可能です。

## 1 聴覚障害者専用メールアドレス

ishi\_kenkei.110@docomo.ne.jp

登録は済んでいますか？

## 「メール110番」に関するお問い合わせ先

石川県警察本部 生活安全部 通信指令課

FAX 076-225-0303 TEL 076-225-0110

## 2 メールにより通報していただきたいこと

- (1) あなたの現在地 (必須)
- (2) あなたの住所・お名前・電話番号 (必須)
- (3) 何がありましたか (交通事故、盗難、けんか、など)
- (4) いつ起きましたか (今、10分前、など)
- (5) どこで発生しましたか  
(市町村名、住所番、大きな目標物などを具体的に)
- (6) 犯人や車など  
(人数・性別・人相・服装・車のナンバー・逃走手段・方向など)

## 3 注意事項

- (1) 返信を確認してください。返信が無い場合、再度メール送信するか、知人等を通じて110番通報をして下さい。
- (2) 「メール110番」は、**緊急連絡専用メール**です。相談ごとは、最寄りの警察署・交番・駐在所などをご利用ください。◎FAXを利用した110番もあります。【FAX番号 076-225-0303】



1月10日は「110番の日」です

万が一の時に必要な警察への緊急通報を正しく理解し、正しく利用しましょう

# 県立中央病院からのお知らせ

**平成30年12月29日(土)～平成31年1月3日(木)**はお休みです

緊急の場合は救急外来で受診することができますが、例年大変混み合いますので、軽症の場合はなるべく『休日当番医』で受診して下さい。

夜間(19時30分～23時)は**金沢広域急病センター**(西念3-4-25 金沢市駅西福祉健康センター内)の受診をお勧めします。子供の夜間の受診相談については、**小児救急電話相談**もご利用下さい。(石川県のホームページ内「石川県内のこどもの救急」のページをご参照下さい)体調不良時すぐに受診するよう、当院医師から言われている方は救急外来で受診して下さい。

**インフルエンザやノロウイルスによる感染性胃腸炎** が流行する季節です

外来受診の方で、下痢・おう吐・吐き気・発熱・咳・関節痛の症状がある時は、あらかじめスタッフにお申し出下さい。また、院内感染予防のため、マスク着用・手の消毒をお願いします。

このような症状がある時は、ご面会をなるべく控えていただきますよう、ご協力をお願いします。







地域活動支援センターろうあハウス

# ろうあハウスだより



## あけましておめでとうございます



昨年4月、社会福祉法人石川県聴覚障害者協会へ移譲し、事業等の変革の年となりました。

この1年間、いろいろと学ぶことが多くあり、ろうあハウスは個人個人の持てる力を最大限に活かす努力や施設が全体的にレベルアップした年でもありました。

今後も、私たちのろうあハウスが10年先、20年先、そして次の世代まで残っていくために、皆さん一人一人のお力をお借りしながら、一步先を歩めるよう努めて参りたいと思っています。

この新しい年が良き年になるよう、心より祈念いたします。皆さん、今年も宜しくお願いします。

## ろうあハウス野外活動 バーベキュー



11月15日(木)に獅子吼高原でバーベキューを楽しみました。

年に1度のバーベキューは利用者からの希望なので、必ず年間行事にいれます。

火起こしチーム・食材を切るチームに分かれて「はい！スタート」、火起こしチームは、獅子吼ワールドの職員から火の起こし方について手解きを受けました。食材を切るチームは、今回はボランティアの方が2名お手伝いしていただいたので順序よく切ることができました。一人分に小分けして、みんなそろったところで、「さあ！召し上がれ！」

お肉も野菜も各自で焼き、肉に火が通ったか？もう食べても大丈夫？等の会話をしながら楽しく食事をして最後には、焼きそばを作りました。美味しくておかわ

りするくらいでした。気持ちもおなかも大満足！11月半ばなので天候がどうなるかと心配しましたが、秋晴れの爽やかさとトンボが嬉しそうに飛び回る素晴らしい一日でした。

